

— 要 旨 —

- ・ 沖縄県では、外資や本土企業の立地が進み、県内で生じた利益が地域に落ちず県外へ流出してしまう「ザル経済」と言われる経済構造が積年の課題である。その解決の大きな一助となり得るのが、県民による地元企業の優先的な利用である。それが結果として域内循環率を高め、県民の生活水準向上や経済成長へと繋がるためである。
- ・ こうした問題意識を背景に、当社では県内での資金循環率の向上には各産業に応じた取り組みが必要であると考え、これまで製造業、建設業における地元企業優先利用についてそれぞれ調査を実施し、提言を取り纏めた。
- ・ 本レポートは、沖縄経済の発展をけん引し続けている第三次産業にフォーカスした調査である。本県における第三次産業は観光産業を中核としつつも業種は幅広く、多くの雇用機会を生み出している。また様々な業種が密接に関連し合っており、第三次産業の生産活動がもたらす沖縄経済への波及効果は大きい。
- ・ これらを踏まえ、マクロ分析により沖縄経済における第三次産業の位置づけを確認した後、事例分析として県内主要企業3社の事業活動による沖縄県への経済波及効果を測定し、地元にも本社を置く企業の優位性ならびに沖縄経済への貢献度を定量的に検証した。
- ・ その結果、3社の事業活動による経済効果（2023年度）の合計は1,733億円と試算され、県内GDP（2022年度）の4%相当を占める結果となり、沖縄経済への貢献度の大きさが確認された。
- ・ 分析結果を踏まえ、第三次産業における地元企業優先利用の促進に向けた方策として、①沖縄県および主要市町村における県内企業優先利用に関する条例化の検討、②第三次産業における商品・サービスの品質向上の必要性について提言した。
- ・ なお、本レポートは第三次産業にフォーカスした調査であるが、沖縄経済を支えるすべての産業で「地元企業（県産品）優先利用」が推進されるべきであり、沖縄県や主要市町村の首長のリーダーシップのもと条例化の検討が進むことに期待したい。

- ◆ 調査レポート：『県内第三次産業における地元企業優先利用に向けた検討～県内企業優先利用に関する条例化が必要～』

目 次

1. はじめに.....	1
2. 第三次産業の概況.....	2
(1) 沖縄経済における位置づけ.....	2
① 県内総生産.....	2
② 就業者数.....	4
(2) 産業連関分析にみる第三次産業の概況.....	4
① 自給率.....	5
② 資金循環構造.....	6
3. ケーススタディー地元企業の事業活動による経済波及効果検証.....	8
(1) 企業活動による経済波及効果.....	8
① 経済効果試算について.....	8
② 試算にかかる仮定条件・計算手順.....	9
(2) 試算結果.....	10
4. 提 言.....	23
(1) 県内企業優先利用に関する条例化の検討（沖縄県および主要市町村）.....	23
(2) 第三次産業における商品・サービスの品質向上.....	24
5. おわりに.....	25
6. 参考資料.....	26
山口県ふるさと産業振興条例（全文）.....	26
山口市ふるさと産業振興条例（全文）.....	29

1. はじめに

沖縄県では、外資や本土企業の立地が進み、県内で生じた利益が地域に落ちず県外へ流出してしまう「ザル経済」と言われる経済構造が積年の課題である。ザル経済からの脱却に向けては、経済界を中心に多角的な議論が展開されているが、その解決の大きな一助となり得るのが、県民による地元企業（県産品）の優先的な利用（＝地産地消）である。それが結果として地域内での資金循環率を高め、雇用誘発や所得増加など、県民の生活水準向上や経済成長へと繋がるためである。

こうした問題意識を背景に、当社では県内での資金循環率の向上には産業ごとの状況や課題に応じた取り組みが必要であると考え、これまで製造業、建設業における地元企業優先利用についてそれぞれ調査を実施し、提言を取り纏めた¹。

本レポートは、県内総生産の約9割を占め、沖縄経済の発展をけん引し続けている第三次産業（サービス業）にフォーカスした調査である。本県における第三次産業は、観光産業を中核としつつも、商業や金融・保険、運輸、通信、医療・福祉など業種は幅広く、またそのほとんどが労働集約型であることから多くの雇用機会を生み出している。加えて、供給するサービスの種類は生活関連サービスから対事業所サービスまで多岐にわたるため様々な業種と密接に関連し合っており、第三次産業の生産活動がもたらす沖縄経済への波及効果は大きい。

これらを踏まえ、本レポートではマクロ分析により沖縄経済における第三次産業の位置づけを確認した後、事例分析として県内主要企業3社の事業活動による沖縄県への経済波及効果を測定し、地元を本社を置く企業の優位性ならびに沖縄経済への貢献度を定量的に分析した。また、これらの分析結果を踏まえ、第三次産業における地元企業優先利用の促進に向けた方策等について検討し、提言を取り纏めた。

¹ 2024年6月『県産品利用実態アンケート調査にみる製造業振興に向けた課題と提言』、2025年1月『沖縄県における国発注工事の経済効果と建設業振興に向けた提言』

2. 第三次産業の概況

本章では、はじめに県内総生産と就業者数の状況から沖縄経済における第三次産業の位置付けについて確認し、次に産業連関表を用いて第三次産業の資金循環構造分析を行う。

(1) 沖縄経済における位置づけ

① 県内総生産

県内総生産とは、県内における各産業の生産活動により、1年間のうちに生み出された財やサービスの付加価値額の総額であり、国のGDPに該当する重要な指標である。

沖縄県「県民経済計算」によると、2022年度の県内総生産は、名目4兆4,615億円(実質4兆3,471億円)となり、前年度比2.1%増(実質2.7%増)とプラス成長なった(図表1)。産業別にみると、第一次産業が441億29百万円(前年度比17.8%減)、第二次産業が5,895億28百万円(同11.6%減)と減少したものの、第三次産業の生産額は3兆8,586億19百万円(同4.7%増)と増加した。

第三次産業は唯一プラス成長で推移しており、コロナ禍での移動制限解除等に伴い社会経済活動が正常化するなか、運輸業や宿泊・飲食サービス業などを中心に持ち直しの動きが強まったことが大きな要因であろう。

図表1 2022年度県内総生産(生産側、名目値)

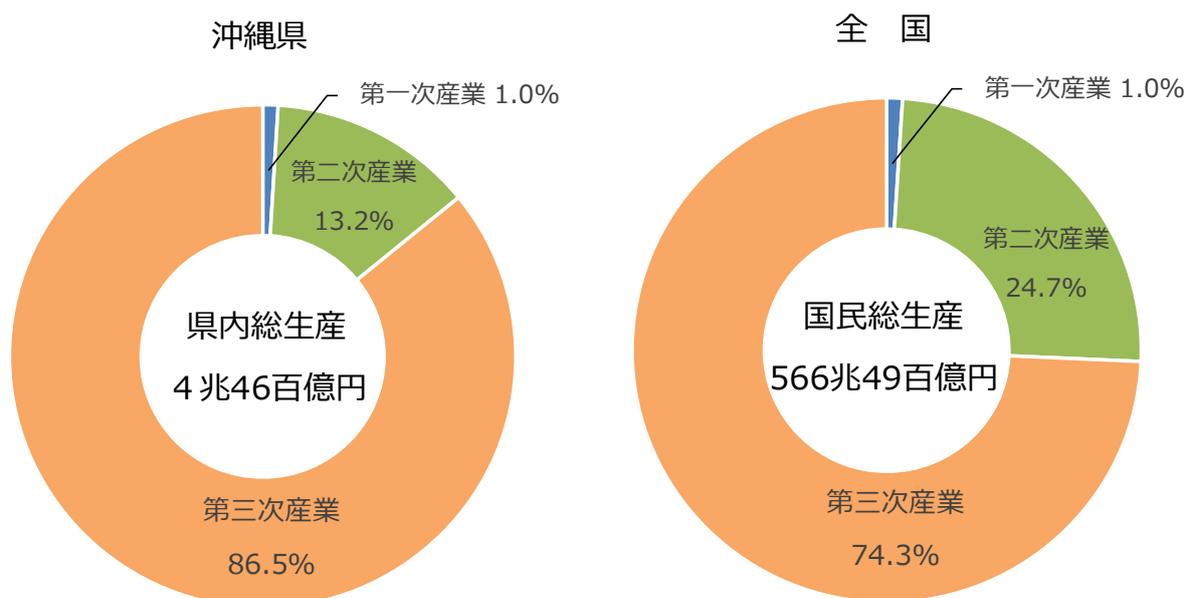
項目	2021年度(R3年度)		2022年度(R4年度)		対前年度比(%)
	実数(百万円)	構成比(%)	実数(百万円)	構成比(%)	
第一次産業	53,690	1.2	44,129	1.0	△17.8
1. 農林水産業	53,690	1.2	44,129	1.0	△17.8
第二次産業	666,683	15.3	589,528	13.2	△11.6
2. 鉱業	8,772	0.2	10,741	0.2	22.4
3. 製造業	187,025	4.3	180,051	4.0	△3.7
4. 建設業	470,886	10.8	398,736	8.9	△15.3
第三次産業	3,684,273	84.3	3,858,619	86.5	4.7
5. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	181,403	4.2	88,424	2.0	△51.3
6. 卸売・小売業	403,965	9.2	421,393	9.4	4.3
7. 運輸・郵便業	202,182	4.6	285,382	6.4	41.2
8. 宿泊・飲食サービス業	107,464	2.5	168,075	3.8	56.4
9. 情報通信業	172,332	3.9	168,241	3.8	△2.4
10. 金融・保険業	155,770	3.6	175,765	3.9	12.8
11. 不動産業	553,773	12.7	561,702	12.6	1.4
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	449,294	10.3	483,505	10.8	7.6
13. 公務	426,328	9.8	441,237	9.9	3.5
14. 教育	256,844	5.9	262,517	5.9	2.2
15. 保健衛生・社会事業	549,161	12.6	561,255	12.6	2.2
16. その他のサービス	225,757	5.2	241,123	5.4	6.8
17. 小計	4,404,646	100.8	4,492,276	100.7	2.0
18. 輸入品に課される税・関税	16,265	0.4	29,778	0.7	83.1
19. (控除) 総資本形成に係る消費税	50,739	1.2	60,524	1.4	19.3
20. 県内総生産(17+18-19)	4,370,172	100.0	4,461,530	100.0	2.1

出所: 沖縄県 R4年度(2022年度)県民経済計算よりりゅうぎん総研作成

また、産業別の構成比をみると、第三次産業のウェイトは86.5%（前年度比2.2ポイント増）と規模が拡大しており、全国（74.3%）を上回る（図表2）。

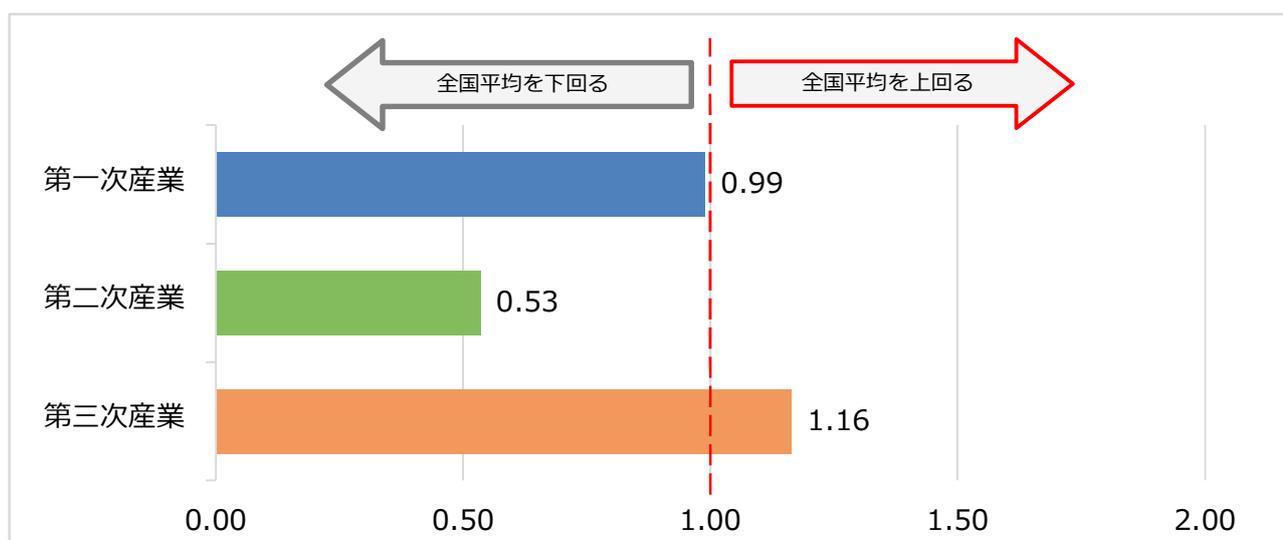
沖縄県の生産額の産業別構成比を全国の構成比で除した値である「特化係数」をみると、第一次、第二次産業は1.0を下回るものの、第三次産業は1.16となった（図表3）。特化係数は、全国=1であることから、1を上回る第三次産業は全国水準より特化した産業であるといえる。

図表2 産業別構成比の全国比較



出所：沖縄県「R4年度(2022年度)県民経済計算」、内閣府「R4年度(2022年度)国民経済計算」よりりゅうぎん総研作成

図表3 沖縄県の産業別特化係数



出所：沖縄県「R4年度(2022年度)県民経済計算」、内閣府「R4年度(2022年度)国民経済計算」よりりゅうぎん総研作成

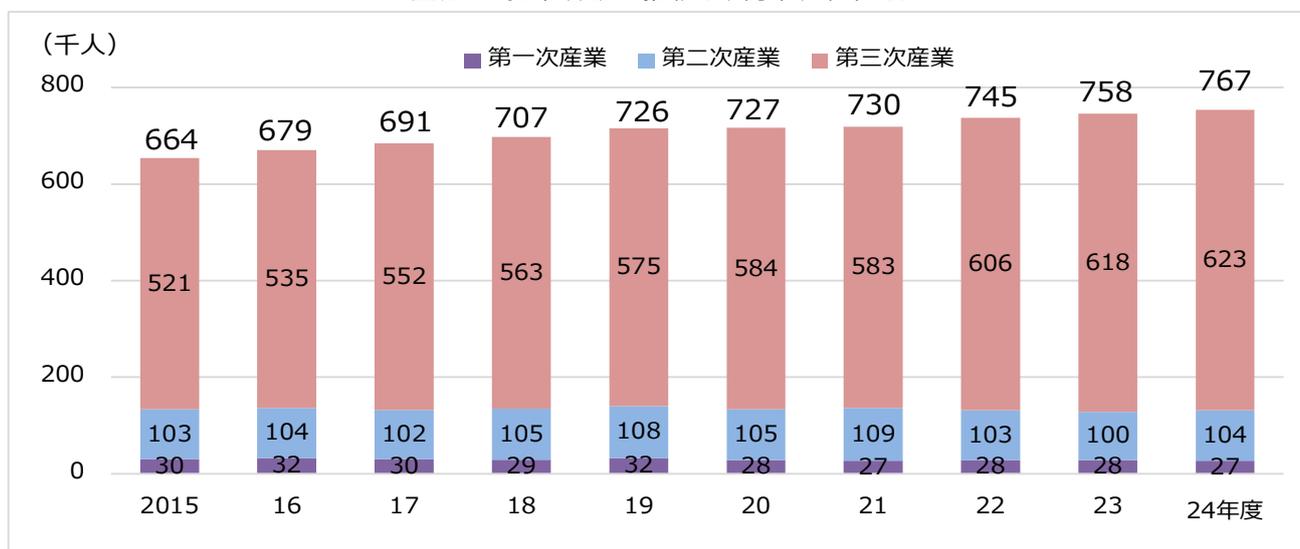
② 就業者数

続いて、雇用の状況について確認する。図表4に示した県内就業者数の推移をみると、一貫して増加傾向が続いており、2024年度は76万7千人となった。

産業別にみると、第一次産業が2万7千人、第二次産業が10万4千人、第三次産業が62万3千人となっている。第三次産業は全産業の81.2%を占めており、①県内総生産で確認した本県の産業構造に比例した結果である。

なお、本県の課題のひとつに“県民所得の低さ”が挙げられる。就業者数の多い産業においてサービス品質の向上（高付加価値化）を図り、需要拡大、賃金上昇という好循環の実現が県民所得の底上につながるという点を考慮したとき、ウェイトの大きい第三次産業の資金循環率向上は極めて重要である。

図表4 就業者数の推移(沖縄県、年平均)



出所：沖縄県「労働力調査」よりりゅうぎん総研作成

(2) 産業連関分析にみる第三次産業の概況

産業連関表とは、一定期間内（通常1年間）にある特定の地域で行われた各産業間での財・サービスの経常的な取引（生産・販売の実態）を行列形式で表にまとめた統計表である（図表5）。

各産業は他の産業から原材料や燃料などを購入し、これらを加工して新たな財・サービスを生産し、さらにそれを別の産業に対して販売する。購入した産業は、それらを原材料として再び新たな財・サービスを生産する。産業連関表は、このような財・サービスの「購入→生産→販売」という産業相互間の連鎖的なつながりを一覧にした統計表であり、地域内における経済循環の流れを示している。ここでは、沖縄県産業連関表（2015年）を用いて第三次産業の投入産出構造を確認する。

図表5 (参考) 沖縄県産業連関表 単位: 百万円

需要部門 (買い手) 供給部門 (売り手)		中間需要				最終需要			県内生産額 A+B+C+D
		第一次産業	第二次産業	第三次産業	内生部門計 A	消費・投資 B	移輸出 C	(控除) 輸移入 D	
中間 投入	第一次産業	28,912	45,656	18,142	92,710	29,516	53,352	-44,005	131,573
	第二次産業	31,602	505,970	574,305	1,111,877	1,533,117	122,732	-1,418,510	1,349,216
	第三次産業	22,023	285,792	1,386,794	1,694,609	3,470,852	959,859	-804,094	5,321,226
	内生部門計	82,537	837,418	1,979,241	2,899,196	5,033,485	1,135,943	-2,266,609	6,802,015
粗 付 加 価 値	雇用者所得	32,239	269,176	1,850,726	2,152,141				単位: 百万円
	営業余剰	2,414	81,549	691,221	775,184				
	資本減耗引当	19,468	60,123	458,174	537,765				
	その他	-5,085	100,950	341,864	437,729				
	粗付加価値部門計	49,036	511,798	3,341,985	3,902,819				
県内生産額		131,573	1,349,216	5,321,226	6,802,015				

出所: 2015 年沖縄県産業連関表 14 部門取引基本をりゅうぎん総研が一部簡略化

注1: 縦(列)方向は各産業の投入構造、横(行)方向は各産業が生産した財・サービスの販路構成を示している

注2: 消費・投資とは、家計消費や企業・政府による投資

① 自給率

自給率とは、県内で発生した需要に対しどれだけを県内生産で賄うことができるかを示す値である。例えば、ある製品の県内自給率が70%であれば、残りの30%を県外に依存(所得の漏出)していることを意味する。自給率が高くなると県内での生産誘発が増加し、経済波及効果は高くなる。

このように、域内経済循環の把握において自給率は重要な指標であり、これが「県内企業(県産品)優先利用(=地産地消)」が推奨される理由のひとつである。

本県の自給率を産業ごとにみると、第三次産業は他の産業に比べ全産業の平均値(71.4%)を上回る業種が多い(図表6)。これは、人がサービスの提供主体となる労働集約型の業種が多く、製造業をはじめとする他の産業に比べ原材料等の中間投入割合が小さい(粗付加価値割合が大きい)ことに起因している。

しかしながら、産業連関表には県内に立地する県外企業による生産分が含まれており、県内企業・県外企業の別は考慮されていない。本県において県外企業の立地が進んでいる状況を考慮すると、地域の雇用創出というプラスの面がある一方、県内で発生した利益が県外へ漏出していることは想像に難くない。

図表6 沖縄県の自給率(35 部門)

	部門名	自給率		部門名	自給率
01	農業	63.3%	19	その他の製造工業製品	18.7%
02	林業	30.7%	20	建築及び補修	99.6%
03	漁業	83.3%	21	土木建設	100.0%
04	鉱業	9.2%	22	電気・ガス・熱供給	99.0%
05	食料品・たばこ・飲料	38.7%	23	水道・廃棄物処理	99.4%
06	繊維製品	0.4%	24	商業	69.3%
07	製材・木製品・家具	8.5%	25	金融・保険	77.5%
08	パルプ・紙・紙加工品	14.5%	26	不動産	98.5%
09	化学製品	2.4%	27	運輸・郵便	58.8%
10	石油製品・石炭製品	20.6%	28	情報通信	70.8%
11	窯業・土石製品	61.4%	29	公務	100.0%
12	鉄鋼	36.8%	30	教育・研究	91.1%
13	非鉄金属	4.7%	31	医療・保健・社会保障・介護	100.0%
14	金属製品	45.9%	32	その他の公共サービス	95.2%
15	一般機械	0.9%	33	対事業所サービス	73.2%
16	電気機械	1.9%	34	対個人サービス	83.4%
17	輸送機械	20.0%	35	その他	99.5%
18	精密機械	8.4%	36	内生部門計	71.4%

出所：2015 年沖縄県産業連関表よりりゅうぎん総研作成

② 資金循環構造

続いて、産業連関表から第三次産業の資金循環構造（お金の流れ）をみると、総需要および総供給は6兆1,253億円となっており、これが本県第三次産業の経済規模である（図表7）。

需要側をみると、総需要に占める県内需要が5兆1,655億円（84.3%）、県外需要（移輸出）が9,599億円（15.7%）となっている。供給側をみると、県内での生産が5兆3,212億円（86.9%）であり、残りの8,041億円（13.1%）を県外からの移輸入で賄っている。

次に、域外との取引状況を示す移輸出入について確認する。産業連関表の「移輸出」は、県内で生産された財・サービスの出荷額であり、いわゆる県外からの稼ぐ力を示す。第三次産業の域際収支（移輸出9,599億円－移輸入8,041億円＝1,558億円）はプラスであることから、県外から所得を稼ぐ力が大きいことが分かる。なお、移輸出には県外居住者（観光客）による県内での宿泊や飲食、土産品購入などの支出も含まれる。

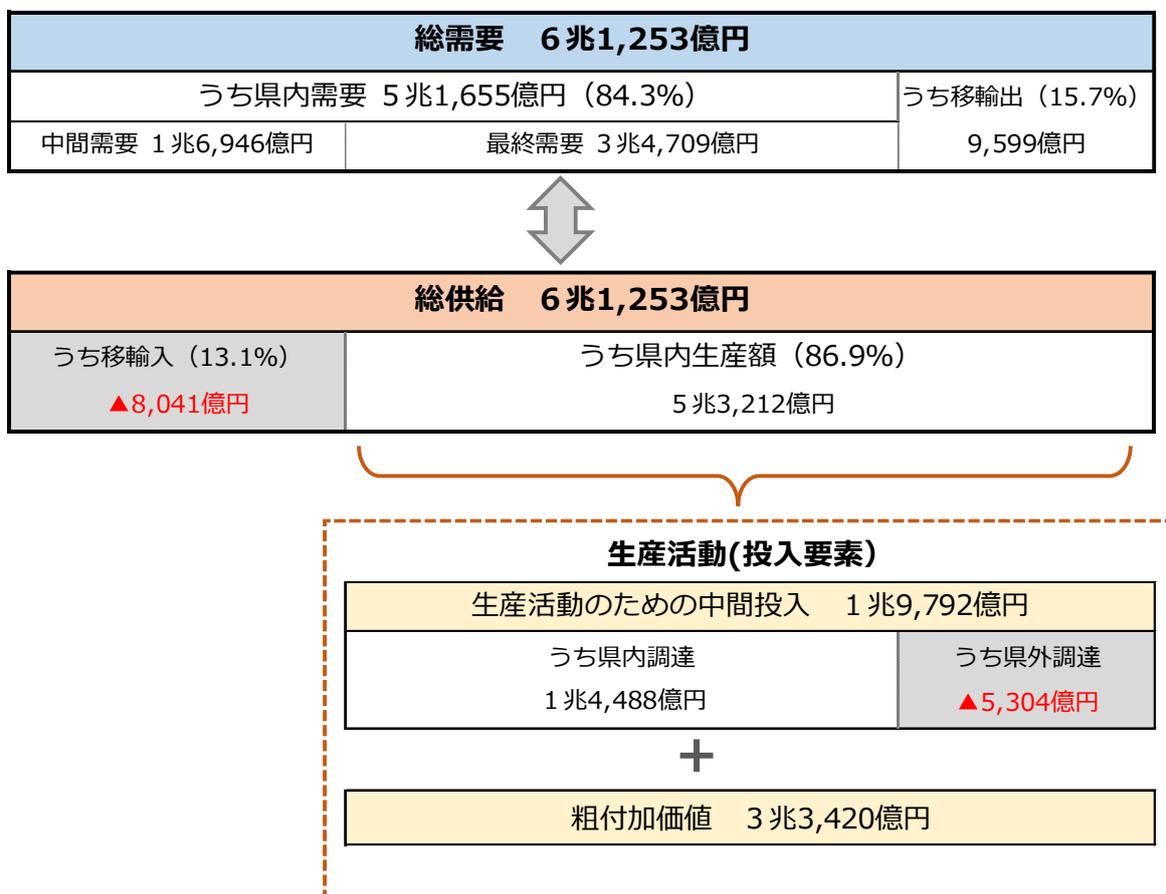
続いて、第三次産業の生産活動における県内資金循環率について確認する（図表7の下部）。原材料等の中間投入（費用）から県外調達分を差し引き、粗付加価値を加えた4兆7,908億円（中間投入－県外調達＋粗付加価値）が県内に落ちる資金であり、県内生産額に対する循環率は90%、県外への漏出率は10%となる。

第三次産業は総供給の約9割を県内供給で賄っており、生産工程における中間投入においても県

内調達割合が大きく、他の産業に比べて地域内での資金循環率の向上に寄与している。

なお、先にも述べた通りであるが、“県内に立地する県外企業による生産分”を考慮したとき、実態としての資金循環率は本章で算出した値を下回ると思われる。

図表 7 沖縄県産業連関表(2015)からみた第三次産業の資金循環構造のイメージ図



出所:H27 年沖縄県産業連関表よりりゅうぎん総研作成

3. ケーススタディ—地元企業の事業活動による経済波及効果検証—

これまで確認した通り、第三次産業は沖縄経済を支える重要な産業である。産業構造に占めるウエイトの大きい第三次産業の更なる発展によりもたらされる地域経済へのインパクトは大きく、ザル経済脱却への近道といえる。

その具体策が、県内で生産されたモノやサービスを優先的に消費すること、つまり県内企業の優先的な利用である。本章では、県内に本社をおく第三次産業の代表的企業である沖縄セルラー電話(株)、すこやかグループ、大同火災海上保険(株)の3社を事例として取り上げ、3社の事業活動が沖縄経済にもたらす経済波及効果を測定する(図表8)。

なお、試算に用いる各種データや資料は各社に協力を依頼し提供を受けたもの、又は各社の了承を得てホームページより抜粋したものである。

図表8 事例分析の概要

目 的
• 地元企業の事業活動による沖縄県への経済波及効果を測定し、地元への貢献度を定量的に示すことで県民の地元企業優先利用の意識醸成につなげる
分析対象企業
• 沖縄セルラー電話(株)：通信サービス業
• すこやかグループ(株)薬正堂、(株)すこやかホールディングス)：医療・福祉・宿泊・不動産業等
• 大同火災海上保険(株)：損害保険業

(1) 企業活動による経済波及効果

① 経済効果試算について

経済波及効果分析は、主にスポーツイベントや公共事業などを対象とした分析が一般的であるが、本レポートでは企業の事業活動を分析対象とする。

第三次産業に属する業種であっても、提供するサービスの生産要素として商業や金融・保険業、対事業所サービス業など幅広い産業からの中間投入(費用)を伴うことから、それらの産業の生産を拡大させ経済効果として波及していく(一次間接効果)。また、生産拡大に伴い雇用が生まれ、雇用者所得が家計を通して消費へとまわることで更に生産を誘発する効果(二次間接効果)までを含めると、事業活動による波及効果は直接的な生産額(売上高)や雇用者数の域にとどまらない。

また、経済波及効果分析では付加価値誘発額や雇用誘発効果、税収効果など多角的な分析が可能

であることから、地域社会に対する貢献度の大きさを可視化し地元企業としての存在価値を示す一つの材料とすることで、県内企業優先利用に対する全県的な意識醸成を狙いたい。

② 試算にかかる仮定条件・計算手順

経済波及効果の試算にあたっては、3社の2023年度3月期決算の「売上高」を、当該企業に対する県内での最終需要（直接効果）とする。

計算手順は図表9の通りである。売上高に産業連関表列部門の投入係数を乗じ、生産活動に必要な財・サービスの購入費用である中間投入額を産業ごとに求める。次に、自給率を乗じて県内生産額を求め、これを経済波及効果の算出与件データとする。

続いて、産業連関表の逆行列係数を用いて間接波及効果を求める。間接波及効果は「1次間接波及効果」と「2次間接波及効果」を足し合わせたものである。

「1次間接波及効果」は、直接効果によって生じた需要を賄うために、各産業が生産活動に必要な原材料やサービスなどを関連産業から調達することによって、関連産業の売上増加へと波及していく効果のことである。

「2次間接波及効果」は、直接効果、1次間接波及効果によって県内各家計における雇用者所得が増加し、家計の消費支出を増加させることで、その需要を賄うために新たに各産業の生産（売上）が誘発される効果のことである。

これらの直接効果、1次間接波及効果、2次間接波及効果を合わせたものが、経済波及効果となる（経済波及効果＝直接効果＋1次間接波及効果＋2次間接波及効果）。

図表9 経済波及効果の試算について

仮定条件	
<ul style="list-style-type: none"> 事業活動による産出額（売上高）を当該企業に対する最終需要（＝直接効果）と捉え、沖縄県に与える経済効果を測定する。 <p>※ 通常、直接支出額に県内自給率を乗じて直接効果を求めるが、本件は県内企業（全ての生産活動が県内で行われたことが前提）が対象であるため、【売上高＝最終需要（直接効果）】とする</p>	
計算手順	
<ul style="list-style-type: none"> 最終需要に産業連関表の投入係数※を乗じて中間投入（原材料投入額）を求め、経済効果を試算する。 	
①	最終需要額 × 投入係数（列部門） = 中間投入額（原材料費）
②	中間投入額 × 県内自給率 = 中間投入額県内生産分 … 波及効果の算出与件データ
③	中間投入額県内生産分 × 逆行列係数 = 一次間接波及効果
④	一次間接波及効果 × 雇用者数所得比率 × 家計消費性向 = 家計消費増加額
⑤	家計消費増加額 × 県内自給率 × 逆行列係数 = 二次間接波及効果

※投入係数…商品1単位を生産するために必要な原材料の構成比（組立比率）

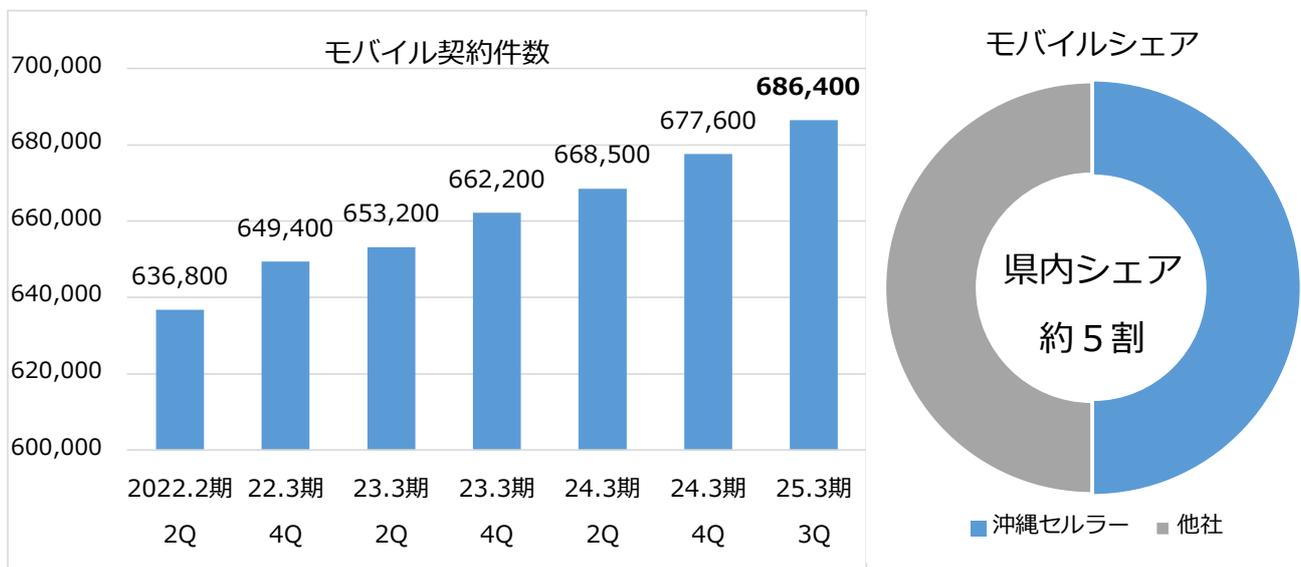
(2) 試算結果

沖縄セルラー電話株式会社

沖縄セルラー電話株式会社は、1991年の設立以来、「事業を通して、沖縄経済の発展に貢献すること」を企業理念に掲げ、地域に根差した事業を展開する本県を代表する通信サービス事業者である。

モバイルサービス「au」を中心に、幅広い高品質なサービスの提供を通して地域社会の発展に貢献し続けている。同社の中核事業であるモバイル分野の契約件数は68万6,400件（2025年3月期第三四半期）に上り、また県内シェアは約5割と県民の2人に1人が同社のユーザーである（図表10）。

図表10 沖縄セルラー電話(株)のモバイル契約件数の推移と県内シェア



出所：沖縄セルラー電話(株)提供 ※モバイル契約件数はハンドセット(フィーチャーフォン+スマートフォン)の合計

同社は、通信事業のほかエネルギー事業やソリューション事業、地元沖縄の社会課題解決などにも積極的に取り組んでいる（図表11）。沖縄電力（株）との連携による「au でんき」サービスの提供や、ICT 活用によるヘルスケア事業、またソリューション事業では企業ニーズに応じたサービスの提供等により県内企業の DX 化に寄り添い、新たな価値創造支援や業務効率化を推進している。その他、IoT 活用によりスマート農業の実現を目指すアグリ事業や沖縄の特産品の販路拡大を支援するマルシェ事業など、通信事業で培った技術やノウハウを活かし、地域課題解決へ向けたさまざまな取り組みを続けている。

また、地域貢献活動にも積極的である。なかでも、県内の児童生徒を対象とした取り組みは特筆すべきである。高校のない離島から親元を離れて進学する生徒を対象に無償でスマートフォンを提供する「離島ケータイ奨学金」や、子どもの貧困解消を目指す「沖縄セルラー子ども基金」、IT リテラシー向上を目的とした「スマホ・ケータイ安全教室」など、沖縄の未来を支える児童生徒へ向けた取り組みは地元への大きな貢献と言える。

図表 11 沖縄セルラー電話(株)の主な商品や取り組み

独自の商品・サービス	商 品	・ auひかりちゅら
		・ auでんき
		・ ひかりゆいまーる
		・ JOTOホームドクター
		・ 心拍見守りサービス by JOTOホームドクター
		・ 美ら島ベリー
	・ すぐ食べられレタス	
キャンペーン	・ auジョイプロジェクト	
	・ 学生向けキャンペーン	
キャラクター	・ auシカ!	
地域・社会貢献活動	・ 離島ケータイ奨学金	
	・ 沖縄セルラー子ども基金	
	・ スマホ・ケータイ安全教室	
	・ おきなわ自然保護プロジェクト	
	<ul style="list-style-type: none"> ➡IoT機器によるやんばる希少動物の保護 ➡マングース画像自動判別システムの構築 ➡ネイチャー・ポジティブおきなわ推進に向けた連携協定締結 ➡おきなわサンゴ礁ラボの開催 	

出所・沖縄セルラー電話(株)提供

—沖縄セルラー電話(株)の事業活動による経済波及効果—

【 前提条件 】

沖縄セルラー電話(株)の事業活動による経済波及効果は、同社より提供いただいた下記の資料をもとに試算する。

・ 売上高 (2023 年度)	779 億 90 百万円
・ 設備投資額(2023 年度、県内業者との取引額)	14 億円
	<u>合計 793 億 90 百万</u>

【 試算結果 】

沖縄セルラー電話(株)の事業活動に伴い生じた最終需要 (793 億 90 百万円) を賄うため、同社に原材料やサービスなどを提供する関連産業への売上増加へと波及していく。これを 1 次間接波及効果といい、352 億 78 百万円となる。さらに、直接効果、1 次間接波及効果によって雇用者所得が増加し、家計の消費支出 (需要) が増加することで、その需要を賄うために各産業の生産 (売上) が誘発される。これを 2 次間接波及効果といい、56 億 44 百万円となる。

直接効果、1 次間接波及効果、2 次間接波及効果の合計が 1,202 億 37 百万円となり、これが沖縄

セルラー電話株の2023年度の事業活動による経済波及効果（生産誘発額）である。波及効果倍率は売上高および設備投資額の1.51倍となった（図表12、13）。

経済波及効果のうち粗付加価値額は704億23百万円となり、うち雇用者所得は249億41百万円、営業余剰は249億80百万円となった。

また、これらの生産活動を賄うために誘発される雇用効果は延べ6,446人、生産活動から誘発される税収効果は170億86百万円となった。

通信サービス業の投入産出構造は、他業種に比べて中間投入（費用）の比率が大きく、他の産業へもたらす波及効果大きい（＝地域への経済的貢献が大きい）点が特徴である。

図表12 沖縄セルラー電話株事業活動による経済波及効果



出所：りゅうぎん総研

図表13 沖縄セルラー電話株の事業活動による経済波及効果の概要（2023年度）

単位：百万円	経済効果額 (生産誘発額)	粗付加価値			雇用誘発 効果(人)	税収誘発 効果	
		誘発額	雇用者所得誘発額	営業余剰誘発額			
直接効果	79,315	45,912	14,456	18,017	-	-	
1次間接波及効果	35,278	20,949	9,039	5,898	-	-	
2次間接波及効果	5,644	3,562	1,446	1,065	-	-	
経済波及効果計	120,237	70,423	24,941	24,980	6,446	17,086	
波及効果倍率	1.51倍（総合効果 / 直接効果）						

（出所）りゅうぎん総合研究所

（注1）端数処理により合計は合わないことがある。

（参考）税収効果の内訳

単位：百万円	国 税	県 税	市町村税	合 計
直接税（法人・個人）	4,072	1,836	3,886	9,794
間接税	3,032	1,367	2,893	7,292
合 計	7,104	3,203	6,779	17,086

（出所）りゅうぎん総合研究所

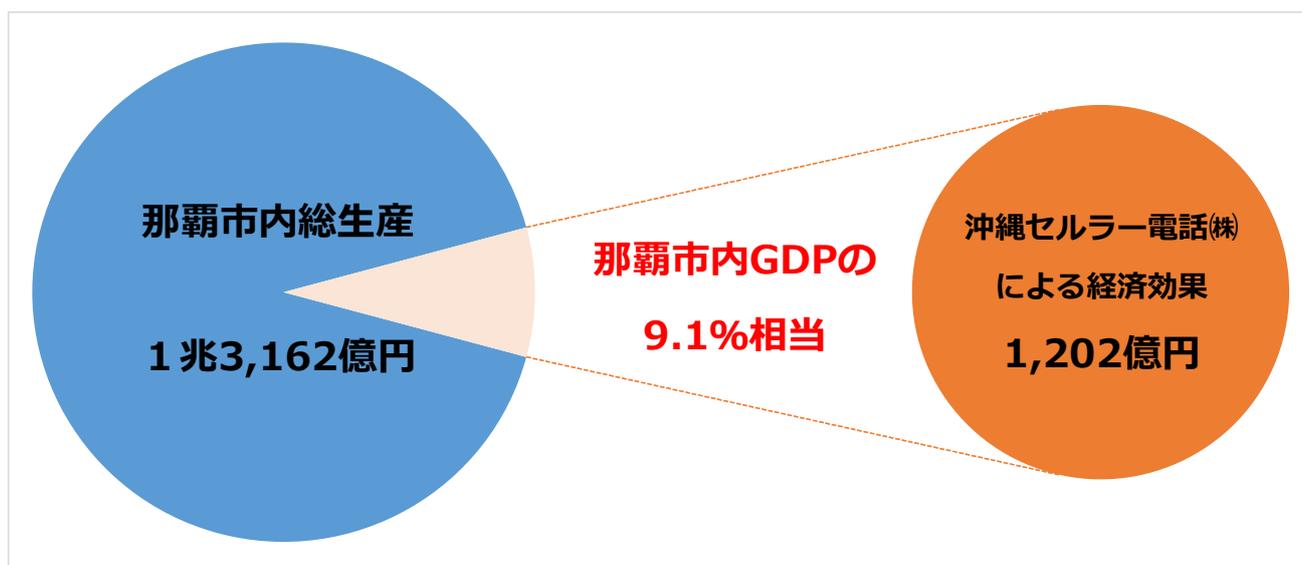
（注1）法人直接税、個人直接税、間接税は沖縄県「R2年度県民経済計算」を基に実効税率を推計し試算した。

（注2）税の種類については、国税庁「統計情報（R2年度）」、沖縄県「沖縄県税務統計書（R2年度）」「市町村税決算（R2年度）」より沖縄県の税収実績に応じて按分し算出した。

沖縄セルラー電話㈱の経済波及効果の規模感を確認するため、本社所在地である那覇市の GDP（那覇市内総生産額、2021 年度）と比較すると、同社の経済波及効果は那覇市内 GDP の 9.1%相当を占める結果となり、地域への貢献度の大きさが窺える²（図表 14）。

また、経済波及効果のほか、直接的な効果である従業員数は 468 人（2024 年度 3 月末時点）となっており、県民の雇用創出ならびに所得向上に寄与している。

図表 14 沖縄セルラー電話㈱の事業活動による経済波及効果と那覇市内総生産との比較



出所：沖縄県「2021 年度市町村内総生産」

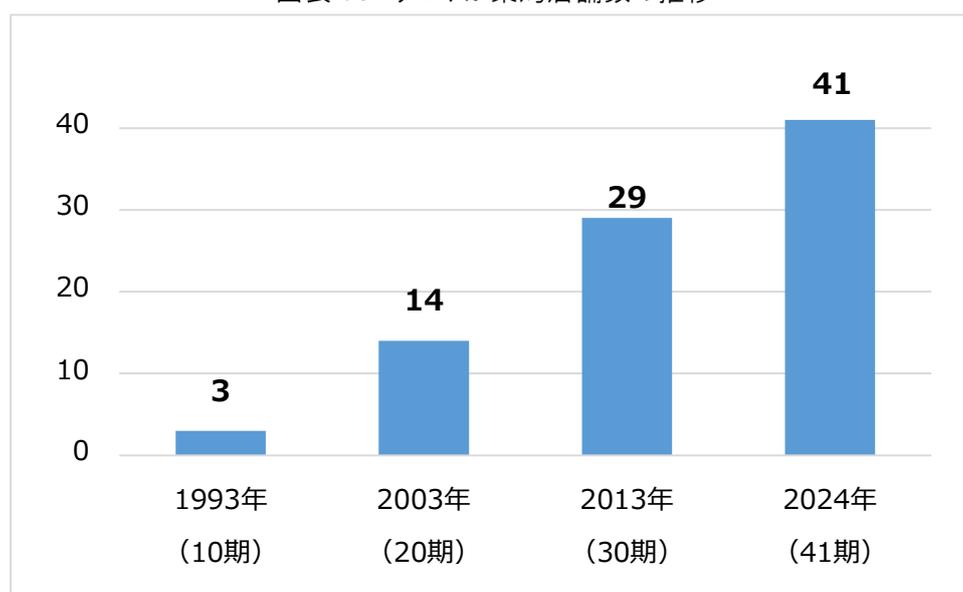
² 沖縄セルラー電話㈱の経済波及効果は 2023 年度、那覇市内総生産は 2021 年度であり、算出対象年度が異なる点に留意する必要がある。

すこやかグループ

すこやかグループは、1984年の創業以来、「創造と奉仕」という経営理念のもと、主力である保険薬局事業を中心に、人々の健康と福祉を支える地域に根差した事業を展開している。

県内一の薬局網を誇る「すこやか薬局」は1993年の3店舗から2024年には41店舗にまで拡大しており、北は名護から南は宮古島まで、地域医療を支える薬局として存在感を示している(図表15)。

図表 15 すこやか薬局店舗数の推移



出所:すこやかグループ40年史

すこやか薬局は、ドライブスルー薬局やフロアコンシェルジュの導入、処方箋コンビニ受取実証事業など県内初の試みを次々に導入し、利用者の利便性向上に取り組んでいるほか、薬剤師による24時間緊急時電話対応や店頭での栄養相談によるトータルヘルスサポートなど、県民の健康に対する不安解消に向け取り組んでいる(図表16)。

中核事業である保険薬局事業のほか、介護福祉事業や保育事業、サロン事業に加え、2023年には沖縄市の地域活性化を目的としたパークPFIの活用によるホテルを開業するなど、グループメリットを活かした多角的な事業を展開している。

地域貢献活動においては、地域住民向けの健康相談会や食育イベント等の開催、地域の児童生徒を対象としたスポーツ教室の開催など様々な活動を通して県民の健康意識の向上に努めているほか、新型コロナウイルス禍での貢献も大きい。すこやか薬局の店舗網を活かし、PCR検査受託事業や行政や企業の職域接種会場への薬剤師派遣、ワクチン職域接種の実施など、未曾有の事態に見舞われたなかにおいても目の前の患者や利用者に真摯に向き合い、地域医療の安定に貢献した点は特筆すべきである。

図表 16 すこやかグループの主なサービスや取り組み

独自のサービス・取り組み	2002	県内初となるドライブスルー薬局を開始
	2002	薬剤師による24時間緊急時電話対応開始
	2003	県内薬局初となるフロアコンシェルジュ導入
	2008	薬局店頭での栄養相談によるトータルヘルスサポート開始
	2014	介護付き高齢者住宅開所
	2017	デイサービス事業開始
	2018	沖縄市に認可保育園開所
	2021	県内初の処方薬コンビニ受取実証事業開始
地域・社会貢献活動	2023	パークPFI制度を活用したホテル事業開始
		・新型コロナウイルスへの対応 PCR検査受託事業 行政や企業の職域接種会場への薬剤師派遣 ワクチン職域接種実施
		・お薬・健康相談会
		・子ども薬剤師体験
		・サッカー教室、バスケットボール教室
		・すこやかファミリーフェスタ

出所:すこやかグループ 40 年史

—すこやかグループの事業活動による経済波及効果—

【 前提条件 】

すこやかグループの事業活動による経済波及効果は、同社より提供いただいた下記の資料をもとに試算した。

・ (株)すこやかホールディングス売上高 (2023 年度)	6 億 78 百万円
・ (株)薬正堂売上高 (2023 年度)	118 億 54 百万円
	<u>合計 125 億 32 百万円</u>

【 総 括 】

すこやかグループの事業活動に伴い生じた最終需要 (125 億 32 百万円) を賄うため、同社に原材料やサービスなどを提供する関連産業への売上増加へと波及していく。これを1次間接波及効果といい、39 億 58 百万円となる。さらに、直接効果、1次間接波及効果によって雇用者所得が増加し、家計の消費支出 (需要) が増加することで、その需要を賄うために各産業の生産 (売上) が誘発される。これを2次間接波及効果といい、6 億 70 百万円となる。

直接効果、1次間接波及効果、2次間接波及効果の合計は171 億 59 百万円となり、これがすこや

かグループの2023年度の事業活動による経済波及効果（生産誘発額）である。**波及効果倍率は売上高の1.37倍**となった（図表17、18）。

経済波及効果のうち粗付加価値額は103億円となり、うち雇用者所得は69億45百万円、営業余剰は16億69百万円となった。

また、これらの生産活動を賄うために誘発される雇用効果は1,853人、生産活動から誘発される税収効果は14億63百万円と推計された。

粗付加価値誘発額に占める雇用者所得誘発額の割合が大きい（69.5%）点が特徴であり、県民所得の増加に寄与していると言える。

図表17 すこやかグループの事業活動による経済波及効果



出所：りゅうぎん総研

図表18 すこやかグループの事業活動による経済波及効果の概要

単位：百万円	経済効果額 (生産誘発額)	粗付加価値 誘発額			雇用誘発 効果 (人)	税収誘発 効果	
		粗付加価値 誘発額	雇用者所得誘発額	営業余剰誘発額			
直接効果	12,532	7,474	5,590	926	-	-	
1次間接波及効果	3,958	2,402	1,189	612	-	-	
2次間接波及効果	670	424	166	132	-	-	
経済波及効果	17,159	10,300	6,945	1,669	1,853	1,466	
波及効果倍率	1.37倍（総合効果 / 直接効果）						

（出所）りゅうぎん総合研究所

（注1）端数処理により合計は合わないことがある。

（参考）税収効果の概要

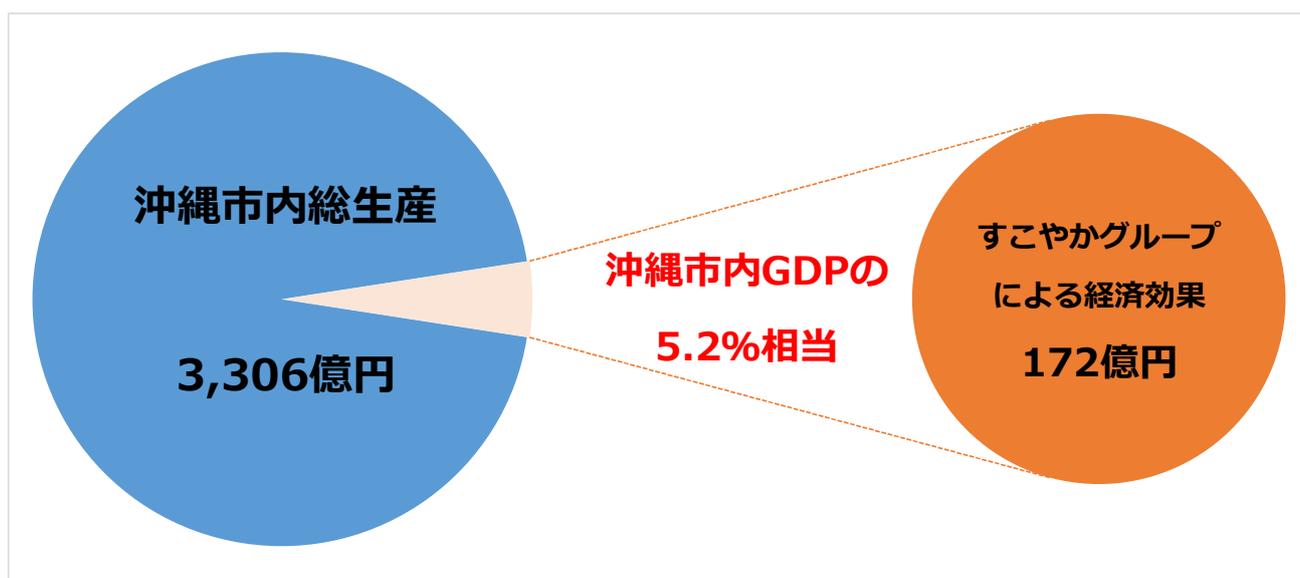
単位：百万円	国 税	県 税	市町村税	合 計
直接税（法人・個人）	469	211	447	1,128
間接税	140	63	134	338
合 計	609	275	582	1,466

（出所）りゅうぎん総合研究所

すこやかグループの経済波及効果の規模感を確認するため、本社所在地である沖縄市の GDP（沖縄市内総生産額、2021 年度）と比較すると、同社の経済波及効果は沖縄市内 GDP の 5.2%相当を占める結果となり、地域への貢献度の大きさが窺える³（図表 19）。

また、経済波及効果のほか直接的な効果である従業員数は 578 人、扶養親族数は 254 人（2024 年 11 月末時点）となっており、県民の雇用創出ならびに所得向上に寄与している。

図表 19 すこやかグループの事業活動による産業別経済効果と沖縄市内総生産の比較



出所: 沖縄県「2021 年度市町村内総生産」

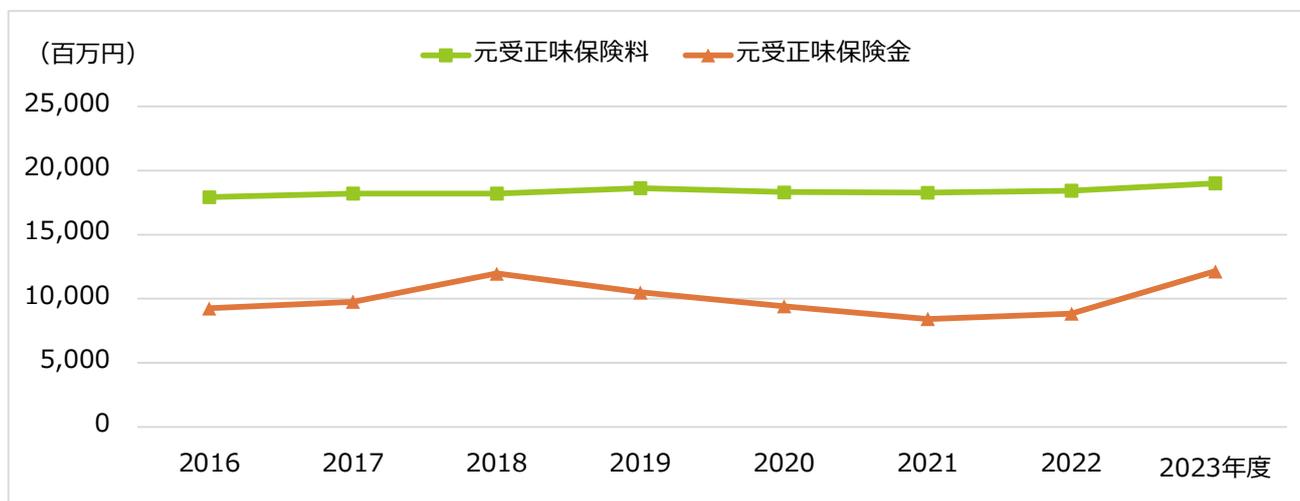
³ すこやかグループの経済波及効果は 2023 年度、沖縄市内総生産は 2021 年度であり、算出対象年度が異なる点に留意する必要がある。

大同火災海上保険株式会社

大同火災海上保険株式会社は、1950年（昭和25年）に米軍施政権下の沖縄県において誕生した「琉球火災」を前身とする損害保険会社である。創業以来、国内唯一のローカル損保として県民生活の安定および沖縄経済の発展に密接に関わっている。

同社が提供するサービスは、自動車保険、火災保険、傷害保険、賠償責任保険、旅行保険など幅広く、また損保ニーズの高まりなどもあり元受正味保険料、元受正味保険金ともに堅調に推移してきた（図表20）。元受正味保険金が増加している2018、2023年度は大型台風が襲来した年であり、沖縄特有のリスクに対する貢献度が窺える。

図表20 大同火災海上保険(株)の元受正味保険金と元受正味保険料の推移



出所:大同火災海上保険(株)提供

また、沖縄に特化した様々な商品やサービスを提供している（図表21）。例えば、親族が集まり車の運転機会が増える旧盆期間中のみ運転者の範囲を拡大する「旧盆期間中の運転者範囲に関する特約」や、本県の社会的慣習である新聞への告別式広告掲載費用を補償する「訃報広告費用補償特約」など、地域のニーズに応じた商品展開はローカル損保ならではの取り組みである。保険商品のみならず、ロードサービスや事故対応、損害調査体制などの付随サービスにおいても県内を拠点とする独自のスキーム構築により、他社との差別化を図り地域に寄り添ったサービスを展開している。

地域貢献活動にも積極的に取り組んでおり、「あんしん・あんぜんの提供」を目的とした交通安全講習会の開催やランドセルカバーの寄贈、「人材育成・人を支える取り組み」を目的とした地域への車椅子寄贈や交通遺児育成会への寄付、「地球環境問題への取り組み」を目的とした自然環境保護活動など数多くの活動を通して県民の安心安全な暮らしに寄与し続けている。

図表 21 大同火災海上保険(株)の主な商品や取り組み

独自の商品・サービス	沖縄に特化した商品	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保険（DAY-GO!くるまの保険、DAP） 旧盆期間中の運転者範囲に関する特約 人身傷害の生活支援費用補償特約 ・損害保険（DAY-GO!けがの保険） 訃報広告費用補償特約 熱中症危険補償特約
	自社スキーム構築による迅速・丁寧な事故対応サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードサービスの提供スキーム内製化 ・本島における火災新種事故対応 ・自動車保険における損害調査体制
地域・社会貢献活動	・交通安全講習会の開催	
	・飲酒運転根絶啓発活動	
	・新一年生へのランドセルカバーの寄贈（2006年から継続）	
	・地域へ車椅子および障がい者スポーツ用具の寄贈（1990年から継続、累計1,007台を寄贈）	
	・交通遺児育成会への寄付	
	・地域子どもたちへ国際交流機会創出の取り組み	

出所：大同火災海上保険(株)提供

—大同火災海上保険(株)の事業活動による経済波及効果—

【前提条件】

大同火災海上保険株式会社の事業活動による経済波及効果は、同社より提供いただいた下記の資料をもとに2項目について試算した。

・ 会社運営による効果：売上高（2023年度）	171億25百万円
・ 支払保険金による効果：正味支払保険金（2023年度）	96億57百万円
	<u>合計 267億82百万円</u>

※支払保険金による効果について：

損保事業における保険金は毀損した財物の復旧や損害賠償、死亡・傷害給付に充てられ、補償内容によって保険金の使途を絞り込むことができるため、各産業における需要の増加を見込むことができる。特に財物保険の場合は毀損した財物の復旧が目的であることから、支払われた保険金が大きな経済波及効果を生むと想定される。また、自動車への依存が高いことや台風などの自然災害による家屋損壊リスクなど沖縄特有のリスクも多く、こうした被害に対する補償により生まれる需要は大きいと考えられる。

支払保険金による効果の算出にあたっては、損害保険料率算出機構の統計資料より損保の補償内容割合を確認し、保険金の使途を沖縄県産業連関表の産業分類に基づいて仕分けし、それぞれの産業ごとに沖縄県の自給率を乗じて求めた。これによる直接効果（最終需要）は、91億66万円となる。

【 総 括 】

大同火災海上保険㈱の事業活動に伴い新たに生じた最終需要（262 億 91 百万円）を賄うため、同社に原材料やサービスなどを提供する関連産業への売上増加へと波及していく。これを1次間接波及効果といい、66 億 11 百万円となる。さらに、直接効果、1次間接波及効果によって雇用者所得が増加し、家計の消費支出（需要）が増加することで、その需要を賄うために各産業の生産（売上）が誘発される。これを2次間接波及効果といい、30 億 42 百万円となる。

直接効果、1次間接波及効果、2次間接波及効果の合計は359 億 44 百万円となり、これが大同火災海上保険㈱の2023年度の事業活動による経済波及効果（生産誘発額）である。**波及効果倍率は売上高および支払保険金の1.36倍**となった（図表22、23）。

経済波及効果のうち粗付加価値額は230 億 5 百万円となり、うち雇用者所得は125 億 45 百万円、営業余剰は58 億 6 百万円となった。

また、これらの生産活動を賄うために誘発される雇用効果は3,053人、生産活動から誘発される税収効果は52 億 87 百万円となった。

損保事業の投入産出構造は、他の業種に比べ中間投入割合が小さく、粗付加価値額（粗利）が大きい点が特徴である。粗付加価値の内訳をみると、雇用者所得の割合が大きく県民の所得増加に寄与しており、また、支払保険金を通じて幅広い業種へ経済効果をもたらしている。

図表 22 大同火災海上保険㈱の経済波及効果



出所：りゆうぎん総研

図表 23 大同火災海上保険(株)の事業活動による経済効果の概要

	経済効果額 (生産誘発額)	粗付加価値			雇用誘発 効果 (人)	税収誘発 効果
		誘発額	雇用者所得誘発額	営業余剰誘発額		
直接効果	26,291	17,215	9,977	4,262	-	-
1次間接波及効果	6,611	3,870	1,780	965	-	-
2次間接波及効果	3,042	1,920	788	579	-	-
経済波及効果	35,944	23,005	12,545	5,806	3,053	5,287
波及効果倍率	1.36 倍 (総合効果 / 直接効果)					

(出所) りゅうぎん総合研究所

(注1) 端数処理により合計は合わないことがある。

(参考) 税収効果の概要

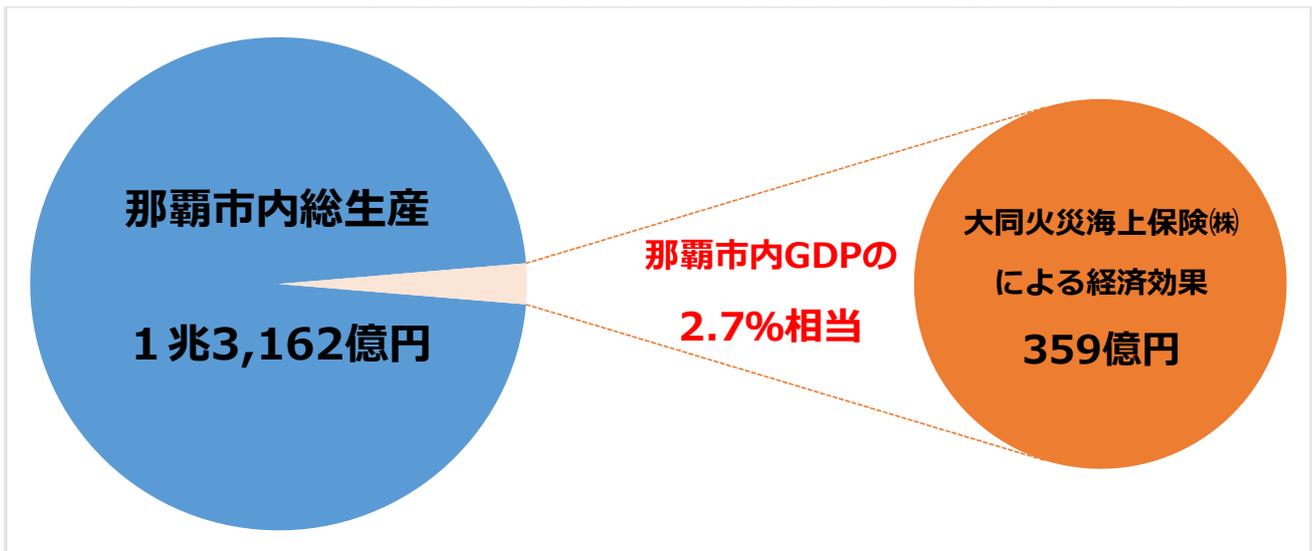
単位：百万円	国 税	県 税	市町村税	合 計
直接税 (法人・個人)	1,199	541	1,145	2,885
間接税	999	450	953	2,402
合 計	2,198	991	2,098	5,287

(出所) りゅうぎん総合研究所

大同火災海上保険(株)の経済波及効果の規模感を確認するため、本社所在地である那覇市の GDP (那覇市内総生産額、2021 年度) と比較すると、同社の経済波及効果は那覇市内 GDP の 2.7%相当を占める結果となり、地域への貢献度の大きさが窺える⁴ (図表 24)。

また、経済波及効果のほか直接的な効果である従業員数は 410 人、扶養親族数は 449 人 (2024 年 4 月 1 日時点) となっており、県民の雇用創出ならびに所得向上に寄与している。

図表 24 大同火災海上保険(株)の事業活動による産業別経済効果と那覇市内総生産の比較



出所: 沖縄県「2021 年度市町村内総生産」

⁴ 大同火災海上保険(株)の経済波及効果は 2023 年度、沖縄市内総生産は 2021 年度であり、算出対象年度が異なる点に留意する必要がある。

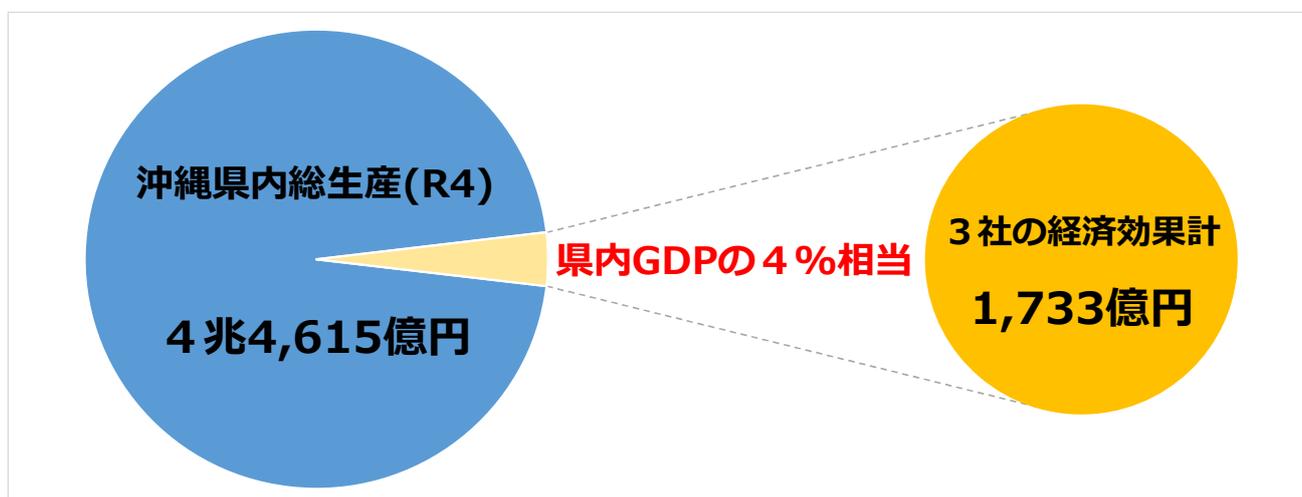
— 3社の事業活動による経済効果の総括—

沖縄セルラー電話㈱、すこやかグループ、大同火災海上保険㈱の事業活動による経済波及効果の合計は 1,733 億円となった。規模感を確認するため、沖縄県内総生産（県内 GDP）と比較すると、4%相当を占めており、沖縄経済への貢献度の大きさが分かる⁵（図表 25）。

なお、本章で算出した経済波及効果は 2023 年度の 1 年間に生じたものであり、3社のこれまでの長い歴史や数多くの地域貢献活動等を勘案すると、沖縄経済にもたらされた効果は計り知れない。

また、これまで確認した通り直接的な効果として多くの雇用を生んでいる。県民に安定した職を提供し続け、従業員のみならず、数多くの扶養家族の生活も支えており、県民の生活水準の向上に大きく貢献している。

図表 25 県内企業3社の経済効果の合計と県内 GDP の比較



出所：沖縄県「2022年度県民経済計算」

⁵ 3社の経済波及効果は 2023 年度、沖縄市内総生産は 2022 年度であり、算出対象年度が異なる点に留意する必要がある。

4. 提言

本県の第三次産業に関するこれまでの分析および地元企業がもたらす沖縄経済への波及効果の検証を踏まえ、第三次産業の更なる発展のために取り組むべき事項を整理した（図表 26）。

県内での資金循環率向上に向け、沖縄県と主要市町村による県内企業優先利用に関する条例制定および提供する商品・サービスの品質向上による需要の取り込みが必要である。

図表 26 第三次産業の更なる発展に向けて取り組むべきこと

- (1) 県内企業優先利用に関する条例制定（沖縄県および主要市町村）
- (2) 商品・サービスの品質向上（県内企業）

(1) 県内企業優先利用に関する条例化の検討（沖縄県および主要市町村）

前述の通り、本県の産業構造に占めるウエイトの大きい第三次産業の更なる発展によりもたらされる沖縄経済へのインパクトは大きく、ザル経済脱却への近道である。その具体策が、県内で生産されたモノやサービスを優先的に選択し消費すること、つまり地元企業の優先的な利用である。

島しょ県である本県においても、気軽に県外・海外の製品やサービスに手が届くようになり、消費者の選択肢は着実に拡大している。ヒアリングでは、市町村における地元企業優先利用に対する意識が希薄であることが分かったほか、事例3社においては県外他社の市場参入による県内シェアの低下が課題視されている。

前章で確認した通り、優先的に地元企業が選ばれることで県内で生まれた利益が地域に留まり、雇用創出や所得増加など経済効果が次々と波及し、域内経済の好循環が生まれる。また、県内企業に対する需要増加により技術やノウハウが蓄積され、品質レベルの向上や新たなサービスの提供が可能となり、地域の競争力向上および地域経済の自立を促進する効果が期待できる。

これらを踏まえ、地元企業を優先的に使用するという全県的な意識の醸成が重要であり、先進事例である「山口県ふるさと産業振興条例」を参考とした条例制定を提言したい。

山口県は全国に先駆けて地元産業の振興による地産地消の推進に取り組んでおり、「山口県ふるさと産業振興条例」を平成20年12月に公布・施行している。また、山口県に続き、山口市においても平成24年3月に「山口市ふるさと産業振興条例」を公布・施行している。条例制定の背景には、地域間競争が厳しさを増すなか、山口県の持続的発展には地域に根差した活動を行い地域経済や雇用を支えるすべての産業への着目が必要との認識があり、山口県議員連盟により検討が開始され条例制定まで約2年というスピード感を持って進められた（図表 27）。

条例の内容は、山口県の地元企業優先利用についての法的な拘束力は無くあくまで努力義務という位置づけである。しかし、条例制定により地元企業優先利用に対する全県的な意識醸成が期待で

き、またその効果は一時的なものに終わることなく、継続的となることが期待される。

沖縄県および主要市町村は山口県の取り組みを参考とし、自ら県産品利用を推進する姿勢をみせる必要があると考え、山口県および山口市の条例全文を本稿末尾に添付した。条例の制定にあたっては、山口県条例のポイントを踏まえるとともに、制定後の効果検証および継続的な周知広報活動の実施に期待したい。

なお、本提言は、すべての商品やサービスの県内自給率を100%にすべきという主張ではない。比較優位のなかで県外企業による供給の方が効率的な場合、または県内企業では対応できないサービスや県内企業のみでは競争性が確保できない場合等を除き、県内で供給可能なものやサービスはできる限り県内で調達すべきという趣旨である。

図表 27 山口県「ふるさと産業振興条例」の制定経緯とポイント

■ 制定経緯	■ 内容のポイント
<input type="checkbox"/> H19年10月 議員連盟により条例検討開始	<input type="checkbox"/> 「全産業」を対象としている
<input type="checkbox"/> H20年2月 業界との意見交換	<input type="checkbox"/> 目的・理念、基本的施策の方向性がわかりやすく示されている
<input type="checkbox"/> H20年3月 議長に対し条例提案を申し出	<input type="checkbox"/> 県、事業者、関係団体、県民の役割が明確に示されている
<input type="checkbox"/> H20年7月 検討会(全会派10人で構成)設置	<input type="checkbox"/> 県による自治体および事業者等に対する支援について示されている
<input type="checkbox"/> H20年12月 条例案提案 可決・成立	

出所：出所：山口県議会事務局資料よりゆづぎん総研作成

(2) 第三次産業における商品・サービスの品質向上

第三次産業の更なる発展のためには、県内需要の拡大を図る必要があり、その前提となるのが提供する商品・サービスの品質向上である。

前章で事例分析の対象とした地元企業3社は、業種や企業規模は異なるものの、共通しているのは地域に寄り添った質の高い独自の商品・サービスを提供し、また様々な地域貢献活動を通じた課題解決等への取り組みにより企業価値を高めている点である。視点を変えると、質の高い商品・サービスの提供には専門的な技術や知識を持つ人材が必要であり、地域の人材育成、雇用機会創出等に対する大きな貢献であるとも言える。

なお、事例3社は主に県民を対象とした業種であるが、観光産業においても質の高いサービスを提供することで、観光消費（県外からの儲け）の拡大および地域の競争力強化へとつながる。

県内第三次産業の商品・サービスの質を高め、また地域に根ざしたアプローチを大切にすることで、競争が激化する中でも県民にとって価値のある存在となり、経済の好循環へとつながっていくものと思われる。

5. おわりに

本県において、自立型経済の実現という大きなビジョンを構想するとき、産業構造に占めるウエイトが大きい第三次産業の更なる発展が鍵を握る。しかしながら、その具体的な方策や取り組みについての検討は、いまだ道半ばである。

本レポートでは、沖縄県の第三次産業についてのマクロ分析および地元企業を対象とした経済効果検証を通して地元企業の優位性ならびに沖縄経済への貢献度を定量的に分析し、ザル経済脱却に向けた第一歩として地元企業優先利用の促進について検討した。

これまで確認した通り、第三次産業は観光産業を中核としつつも商業や金融・保険、通信、医療・福祉など業種は幅広く、また相互に関連する業種の裾野が広いことから第三次産業の生産活動がもたらす沖縄経済への波及効果は大きい。県外企業の立地が進み消費者の選択肢が広がるなか、県民一人ひとりが沖縄経済のおかれている現状について立ち返り、域内資金循環の重要性やその効果について理解を深めることが望まれる。またそれと同時に、県内企業においては商品・サービスの品質向上をはじめとする継続的な努力により競争力を高めていく必要がある。

なお、本レポートは第三次産業にフォーカスした調査であるが、沖縄経済を支えるすべての産業で「地元企業（県産品）優先利用」が推進されるべきであり、沖縄県や主要市町村の首長のリーダーシップのもと条例化の検討が進むことを願い結びとしたい。

(りゅうぎん総合研究所 研究員 米須 唯)

6. 参考資料

山口県ふるさと産業振興条例（全文）

平成20年12月24日公布・施行

山口県条例第51号

山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれるとともに、長年にわたり培われてきた歴史と文化が存在していることから、地域の特性を生かした農林水産業や中小の事業者による多彩な商工業が営まれる一方で、瀬戸内海沿岸地域を中心に、基礎素材型及び加工組立型の産業の集積が見られる。

このような様々な産業の事業者は、地域に根ざした経済活動を行うことによって、優れた生産物、製品等を産出し、県民の衣食住を支えるとともに、雇用及び所得の確保など地域経済の維持に貢献し、本県発展の礎として大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、経済のグローバル化、国民の価値観の多様化、少子・高齢化の進行等によって地域間の競争が激化しており、地域の活力への影響が懸念されている。

こうした時代にあって、地域の活力を高めて将来にわたり本県が持続的な発展を遂げるためには、県民がふるさとを愛しはぐくむ意識を持って、ふるさと産業の重要性について理解を深めるとともに、生産物及び製品の消費及び利用並びに事業者が提供するサービスを利用するなどの自発的な取組を進めていくことが重要である。

また、この取組は、安心して安全な県民生活の確保及び食料自給率の向上に資するとともに、生産物及び製品の輸送に伴い排出される二酸化炭素等の削減による地球温暖化の防止等に寄与することからも、推進されるべきものである。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、ふるさと産業の振興に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、地産地消の推進によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び関係団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある地域の経済社会の形成及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「ふるさと産業」とは、県内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

2 この条例において「県産品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は県内で製造され、若しくは加工された物品
- 二 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品
- 三 県内で提供されるサービス

3 この条例において「地産地消」とは、県産品等を消費し、又は利用することをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、事業者の組織する団体又は地産地消の推進を目的とする団体をいう。

(基本理念)

第三条 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、県、事業者、関係団体及び県民による協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。

2 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済を活性化させ、県産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、国、市町、事業者、関係団体及び県民と連携を図りながら、行政の各分野において、地産地消に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者、関係団体及び県民が自発的な意思により地産地消に取り組む気運の醸成その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び関係団体の責務)

第五条 事業者及び関係団体は、県民が県産品等に愛着を持つことができるよう情報の提供及び発信に努めるとともに、良質かつ安全で安心することができる県産品等を県民に対して安定的に供給することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者及び関係団体は、自主的かつ創造的な事業活動を行うとともに、県民の意向を踏まえた商品の開発を行うことにより、ふるさと産業が多様で活力あるものとして成長するよう努めるものとする。

3 事業者及び関係団体は、県産品等の生産、製造等に当たっては、他の県産品等の消費及び利用並びにふるさと産業に属する事業を行う者の利用の拡大に配慮するよう努めるものとする。

4 事業者及び関係団体は、その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、地域社会と協働し、地域の発展に資するよう努めるものとする。

5 事業者及び関係団体は、県が実施するふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、ふるさと産業の振興が県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、自ら進んで県産品等を消費し、及び利用するよう努めることによって、地産地消の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 県民は、県が実施する地産地消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第七条 県は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 観光の振興、農山漁村との交流等の取組を促進することにより、事業者と県民との相互理解の増進を図ること。

二 ふるさと産業を支える幅広い人材の育成及び確保を図ること。

三 地域に存在する資源を活用した創業及び新たな事業分野の開拓を促進すること、資金調達を円滑化すること等により、中小企業の育成及び支援を図ること。四産学公の連携（事業者、大学、県等の相互の連携をいう。）並びに農商工等の連携（農林漁業者と中小の事業者等との相互の連携をいう。）による研究開発及び多様な技

術の交流により、県産品等を活用した新商品の開発及び販売先の拡大を図ること。

五 ブランド化（地域に存在する資源を活用して物品の付加価値を高め、情報発信力及び競争力の面で優位性を持つことをいう。）を促進するとともに、伝統工芸の技術の伝承及び発展を図ること。

六 地域の特性を生かした企業立地を促進し、次代を担う産業の集積を図ること。

七 農林水産業と食品産業との連携により、加工食品、外食、学校給食等への利用を促進すること等により、県内で生産され、採取され、又は水揚げされた農林水産物の需要の拡大を図ること。

八 需要に応ずるための産地の育成及び拡大並びに資源の維持及び確保を図ること。

九 県内で生産された木材の利用、間伐材その他の未利用の森林資源の利用及び森林バイオマスエネルギー（森林資源から得られるエネルギーをいう。）の利用の促進を図ること。

十 建設工事又は物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、県の施策への協力の状況等に配慮して県内の事業者の受注の機会の確保を図るとともに、県産品等の活用を図ること。

（市町、事業者等に対する支援）

第八条 県は、市町が実施するふるさと産業の振興に関する施策並びに事業者、関係団体及び県民が行う地産地消に関する取組を支援するため、情報の提供、技術的な支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（広報活動）

第九条 県は、ふるさと産業の振興に資するため、地産地消に対する県民の理解及び関心を深めるための広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十条 県は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（以上）

山口市ふるさと産業振興条例（全文）

平成 24 年 3 月 21 日

条例第 27 号

山口市は、山口県の中央部に位置し、それぞれ地域特性のある旧 1 市 5 町からなり、南は瀬戸内海から北は島根県境までの広大な市域を有しており、豊富な緑や清澄な水、農林水産資源に恵まれた自然豊かなところである。

また、歴史的には、室町時代に大内氏が繁栄を極め、幕末には維新胎動の舞台となり、様々な歴史・文化に彩られた史跡と山陽路随一の湯量といわれる湯田温泉を有するなど、本市特有の地域資源に囲まれ、これまで歴史文化観光都市として経済発展を遂げてきた。

このようななか、本市の事業所の大多数を占める中小企業をはじめとするふるさと産業は、これまで経済活動全般にわたり重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として本市の発展と市民生活の向上を担ってきたところである。しかし、社会経済環境の変化が著しく、本市の経済情勢は厳しくかつ不透明な状況が続いている。

よって、本市の持続的な発展のためには、ふるさとへの愛着と誇りを胸に、市、事業者及び関係団体並びに市民が協力して、地域資源を活用した様々な取組を行うことにより、地域経済の循環を活性化させ、それにより事業者の発展、所得の向上、雇用の創出及び拡大、若者の定住などにより、活力ある地域経済の形成及び市民生活の向上を創り出す必要がある。

ここに、本市の有する地域資源を活用し、本市のふるさと産業を振興するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地域資源の活用によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、市、事業者及び関係団体の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、ふるさと産業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある地域の経済社会の形成及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 地域資源の活用によるふるさと産業を振興するための取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済の活性化を図るとともに、事業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とし、市内産品等の需要拡大や事業者の育成などにより、地域経済の循環が促進されなければならない。

（定義）

第 3 条 この条例において「ふるさと産業」とは、市内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

2 この条例において「地域資源」とは、市内に存在する農林水産物、温泉、工業製品、技術、自然、歴史、文化などをいう。

3 この条例において「市内産品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は市内で製造され、若しくは加工された物品

(2) 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品

(3) 市内で提供されるサービス

4 この条例において「地域経済の循環」とは、地域内循環(消費活動が地域内で行われることにより、その所得が地域内に十分に還元されることをいう。)が活性化することで地域資源を利用した商品及びサービスの価値が高まり、又は新たな価値が創出されることにより、地域外循環(地域資源を活用して新たな価値を創出することにより、地域外の住民の消費活動を取り込むことをいう。)へつながっていくことで、地域経済の発展に結びつくことをいう。

5 この条例において「事業者」とは、事業を行っている個人又は法人をいう。

6 この条例において「関係団体」とは、事業者の組織する団体又はふるさと産業の振興を目的とする団体をいう。

(基本的施策)

第4条 市は、ふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 生産者と消費者の交流及び地産地消(市内産品等を消費し、又は利用することをいう。)の促進を図ること。

(2) ふるさと産業を支える幅広い人材及び後継者の育成並びに確保を図ること。

(3) 地域資源を活用する事業者の育成及び経営支援を図ること。

(4) 産学公や農商工等との連携等による市内産品等の商品開発の促進及び販路拡大の支援を図るとともに、伝統技術の伝承及び発展を図ること。

(5) 歴史・文化などの多様な地域資源を活用して観光ブランドの創出を図るとともに、付加価値の高い観光産業の形成を図ること。

(6) 地域の特性を生かした企業立地を促進し、新たな起業やサービスの創出とともに、次代を担う産業の集積を図ること。

(7) 農林水産業と食品産業との連携により、加工食品、外食及び学校給食等への利用を促進すること等により、市内産品等の需要の拡大を図ること。

(8) 市内産品等の需要に応じるための産地の育成及び拡大を図るとともに、資源の維持及び確保を図ること。

(9) 市内で生産された木材の利用及び間伐材その他の未利用の森林資源の利用の促進を図ること。

(10) 建設工事、物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、市の施策への協力の状況等に配慮して市内事業者の受注機会の確保を図るとともに、市内産品等の活用を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、国及び県と連携を図り、事業者及び関係団体並びに市民と協力し、前条に掲げるふるさと産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び関係団体の責務)

第6条 事業者及び関係団体は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定等に努めるとともに、市が掲げるふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、ふるさと産業の振興が、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するものであることを理解し、地域資源が有する魅力とその活用について関心を持つよう努めるものとする。

2 市民は、生産者としてのみならず、地域経済の循環を担う消費者として、市内産品等を利用するよう努めるものとする。

(広報活動)

第8条 市は、ふるさと産業の振興に資するため、地域経済の循環に対する事業者及び関係団体並びに市民の理解と関心を深めるための広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(以上)

■経済波及効果を求める計算式（投入モデル）

$$\begin{aligned}\Delta X_1 &= \{I - (I - M)A\}^{-1} (I - M) \Delta F \\ \Delta X_2 &= \{I - (I - M)A\}^{-1} (I - M) c k w \Delta X_1 \\ \Delta X &= \Delta X_1 + \Delta X_2\end{aligned}$$

ΔX_1 : 生産誘発額（直接効果 + 1次間接波及効果）

ΔX_2 : 生産誘発額（2次間接波及効果）

ΔX : 経済波及効果（直接効果 + 1次間接波及効果 + 2次間接波及効果）

I : 単位行列

A : 投入行列係数

M : 移輸入係数

ΔF : 最終需要増加額（生産額）

c : 民間消費支出構成比

k : 消費転換係数

w : 雇用者所得率

■税収効果の算出方法

税収効果については、「(1) 会社運営に係る経済波及効果」と「(2) 支払保険金に係る経済波及効果」より算出した値を基に、①法人直接税、②個人直接税、③間接税の別に、実効税率を推計し、税額を算出する。

①法人直接税

(ア) 実効税率 = 所得・富等に課される経常税 ÷ 企業所得

(イ) 本件法人直接税 = 経済波及効果より求められる営業余剰額 × (ア) の実効税率

法人直接税の算出では、その税収が県民経済計算における営業余剰部分に比例するものと仮定し実効税率を推計する (ア)。

次に、沖縄県産業連関表より求めた営業余剰率を用い、本件での営業余剰額を算出し、(ア) で求めた実効税率を乗じることで、法人直接税額を算出する (イ)。

②個人直接税

(ウ) 実効税率 = 所得・富等に課される経常税 (家計) ÷ (雇用者報酬 + 混合所得)

(エ) 本件個人直接税 = 経済波及効果より求められる雇用者所得額 × (ウ) の実効税率

個人直接税の算出では、その税収が県民経済計算における雇用者所得部分に比例するものと仮定し実効税率を推計する (ウ)。

次に、沖縄県産業連関表より求めた雇用者所得率を用い、本件での雇用者所得額を算出し、(ウ) で求めた実効税率を乗じることで、個人直接税額を算出する (エ)。

③間接税

(オ) 実効税率＝生産・輸入品に課される税（控除）補助金 ÷ 県内総生産（生産者価格表示）

(カ) 本件間接税＝経済波及効果より求められる粗付加価値額 × (オ) の実効税率

間接税の推計では、その税収が県民経済計算における県内総生産部分に比例するものと仮定し実効税率を推計する（オ）。

次に、沖縄県産業連関表より求めた粗付加価値率を用い、本件での粗付加価値額を算出し、（オ）で求めた実効税率を乗じることで、間接税額を算出する（カ）。

④「国税」、「県税」、「市町村税」の分類

国税、県税、市町村税の別については、沖縄県税収実績に応じて按分し算出する。

国税庁の統計情報（2020年）によると、国税は直接税が約1,825億1,500万円、間接税が約1,478億8,500万円となる。県総務部税務課の沖縄県税務統計書（2020年度）によると、県税は直接税が約823億300万円、間接税が約683億1,300万円となる。県企画部市町村課の市町村行財政概況（第64集）によると、市町村税（2020年度）は直接税が約1,741億7,000万円、間接税が約106億2,100万円となる。

上記実績より各税金の割合は、直接税部分で国税は0.4158、県税は0.1875、市町村税は0.3968となり、間接税部分で国税は0.4962、県税は0.2262、市町村税は0.2775となる。この割合に直接税額、間接税額を乗じ、各税額を算出する。